



【お問い合わせ】
可茂消防八百津出張所
電話 43-0476

住宅用火災警報器は設置されましたか？

平成23年6月1日から、今お住まいの住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務となります。



近年、住宅火災による死者が増加しています。火災による死者の9割は住宅火災での死者です。その死者のうち、6割が65歳以上の高齢者となっています。また、死者の7割が逃げ遅れなのです。つまり、発見が早ければ火災にすぐ気付くことができます。このような背景から、住宅用火災警報器の設置が義務付けられるようになりました。

住宅用火災警報器の設置義務は、かけがえのない町民の皆さんの生命を火災から守るために決められたものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

注意!! 住宅用火災警報器の訪問販売

これに伴い、消火器と同様に悪質な訪問販売をする業者があらわれています。

- ・住宅用火災警報器は、電気店やホームセンターなどで容易に購入できるもので、消防署では販売していません。
- ・住宅用火災警報器(電源=電池式)は、個人でも容易に取り付けられますが、設置を依頼する場合は事前に見積もりを取り、工事内容をよく確認しましょう。
- ・住宅用火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、一定の期間は契約の解除が認められています。



平成23年度 全国統一防火標語
消したはず 決めつけないで もう一度



八百津交番
43-0002

子どもの交通事故防止について

入学・入園により、子どもの行動範囲も広がります。今までとは違う道路を通る機会も増え、この時期、特に心配されるのが子どもの交通事故です。

新たな門出を迎えた子どもたちを、温かい思いやりと細心の注意で悲惨な交通事故から守りましょう。



子どもの特性

【周りのものが目には入らない】

遊びに夢中になっているときは、車が近づいても気がつきません。

【大人の真似をする】

信号無視や無理な横断をする大人をみると、すぐに大人の真似をします。

【抽象的な言葉だけではよく理解できない】

「あぶないよ」、「注意しなさいよ」等と言うだけでは何に注意していいか理解できません。

【物影で遊ぶ傾向がある】

車の周囲や建物・塀の陰などおもわぬところで遊びます。

子どもを守るために

【保護者の方は】

子どもの手本となるように、交通ルールやマナーを守ることはもちろん、年齢にあった教育を繰り返していきましょう。「信号が青でも車が来ないかを確認してから横断するのよ」などと具体的に教えましょう。

【ドライバーの方は】

学校や公園の近くでは、「もしかしたら子どもが飛び出してくるかもしれない」と予測し、スピードを控えるなど、安全運転に心掛けましょう。車にお子さんを乗せる場合はシートベルトを着用させ、6歳未満のお子さんを車に乗せる場合は、体格に合ったチャイルドシートを使用し、大切な命を守りましょう。